

関西圏「大隅特産品フェア」事業 仕様書

1 事業の目的

志布志港と大阪南港を結ぶさんふらわあ航路の重要性などを踏まえ、大阪において重点的に特産品や観光のPRを行い「稼ぐ力」の向上に努めることで、大隅地域の認知度向上につなげる。

2 委託業務内容

関西圏（大阪）における大隅地域特産品の認知度向上を図るため、特産品フェアを1月下旬～2月上旬のうち2日間実施すること。

(1) 会場に関すること

確保、設営、会場管理者との調整等の必要な準備は受託者が実施すること。出店事業者数は商品のみ出店10事業者、来場しブース運営（商品説明等の接客）まで実施する事業者が5事業者の計15事業者。使用冷蔵ケース2台想定とする。会場に関しては、集客力を考慮の上、より効果的な開催会場を選定すること。

(2) 販売に関すること

商品の移送、管理、会計等の販売実施は受託者が行うこと。焼酎を販売することから、酒販免許を有していること。

※商品説明等のブース接客については、来場出店事業者または県職員が行うものとする。

※いずれも委託販売とし、会計業務は受託者が一括で行い、フェア後の出店事業者への売上げ授受についても受託者が実施すること。

※商品の決済方法は、キャッシュレス決済も使用可能とすること。また、出店事業者から販売手数料は取らないため、キャッシュレス決済の手数料やレジ業務に係る人件費等は委託費に含め計上すること。

※商品の移送は、出店事業者につき1万円を上限として委託費より補助すること。それを超える分に関しては出店事業者負担とする（宅配便使用分のみ補助）。

(3) 出店事業者との調整に関すること

商品の数量調整、発送確認等のフェア開催に係る出店事業者との調整は受託者が行うこと。

※事業者の募集・選定は委託者が実施。

(4) 広報について

フェアのポスター作成・配布（PRに使用する枚数分）を行うこと。また、SNS等を活用し、フェアの売上、来場客を延ばすためのPR活動を

企画・実施すること。

(5) 販促抽選について

3,000円以上購入した方を対象とした、特産品が当たる抽選会を実施すること。

※委託費を用いて、総額50,000円相当の景品を用意すること。

※景品については、出店事業者へも協賛を依頼する予定。

3 履行(納品)期限

令和7年2月28日(金)

4 事業完了及び成果の報告

- (1) 委託事業の実施内容をまとめた報告書
- (2) 委託事業において作成したポスター等の成果品及びデータ
- (3) 報告書の電子データ

5 著作権等

- (1) 本件業務においては、著作権の取扱いに十分注意すること。
- (2) 本件業務により得られる全ての成果物・著作物に対する著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）については、委託者に譲渡することとする。
また、本件業務の成果物については、委託者又は委託者の承認を得た者の名において行われる広報活動等に利用できるものとする。この場合は、受託者は別途料金を請求しないものとする。
- (3) 本件業務により納品するデータについては、その全部又は一部について、原則として第三者が権利を有するものを使用しないこととする。
やむを得ず第三者が権利を有する写真又は動画を使用する場合は、使用の際、あらかじめ委託者に通知するとともに、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任を、全て受託者が負うこと。
- (4) 本件業務により納品するデータについては、肖像権の問題が生じないよう配慮すること。
- (5) 上記(1)から(4)の規定は、受託者が更に第三者に業務の一部を委託した場合に準用する。
- (6) 本件業務の成果物について、鹿児島県が行う観光PRや広報活動等の目的のため編集を要する場合の取扱いについては、別途鹿児島県と受託者で協議の上決定する。
- (7) その他、著作権等の取扱いについて疑義が生じた場合は、別途協議の上決定する。

6 実施計画

企画提案された計画に基づき実行していくが、詳細な業務の実実施計画や計画変更については、委託者と調整の上実施すること。

7 追加提案

本仕様に定めのない内容であっても、本事業での目的達成に資すると判断できる追加提案があれば、積極的に提案すること。

なお、追加提案の効果等を踏まえ、企画提案内容を変更し実施する場合があります。この場合、委託者と協議の上、委託者の判断において実施する。

但し、原則委託費の範囲内で業務執行を行う。

8 その他

上記のほか、事業の実施において必要な事項については事前に委託者と協議すること。